

就学援助の内容(年間予定額)※1

援 助 費 目	支給 通知 ※2	対 象 者	支 給 時 期			合 計 (年間予定額)	生活保護世帯 支給項目	
			7月末 または9月末	11月末	2月末			
学 用 品 費 通 学 用 品 費	無	小学1年	4,280円	4,200円	3,150円	11,630円	×	
		小学2～6年	5,080円	5,040円	3,780円	13,900円		
		中学1年	8,310円	8,240円	6,180円	22,730円		
		中学2・3年	9,110円	9,080円	6,810円	25,000円		
卒業アルバム代等		小学6年				11,000円	11,000円	○
		中学3年				10,000円	10,000円	
校 外 活 動 費		小学生	上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給				2,100円	○
		中学生					3,310円	
体 操 服 費 水 泳 着 費		小学1年					5,350円	○
		中学1年					5,970円	
新入学児童生徒 学 用 品 費		小学1年					57,060円	×
		小学6年	3月頃	63,000円				
泊を伴う校外活動費	有	小学生(参加者)	12月以降 学校別に順次支給			限度 3,690円	×	
		中学生(参加者)				限度 6,210円		
		小学生(参加者)	12月以降 学校別に順次支給			限度 22,690円	○	
		中学生(参加者)				限度 59,000円		
		通 学 費※3	学校長が認める者	3月頃	実費額相当	×		
		自転車通学費※3 (中学校のみ)	学校長が認める者	3月頃	限度 4,730円	×		
		体育実技用具費 (中学校のみ)	中学1年の 用具購入者	3月頃	実費(限度あり)	×		
給 食 費※3	無	小学生	現物をもって支給			—	×	
		中学生 (給食申込者のみ)	現物をもって支給			—		
医 療 費※3		対象の病気の児童生徒	学校病医療券の発行			—	○	

※1 年度途中から認定された方の支給額は、年間予定額より少なくなります。

※2 支給通知が「有」の費目については、支給前に明細書を郵送します。

※3 通学費、自転車通学費、給食費、医療費については、神戸市立の小・中学校および義務教育学校に通っている方のみ支給されます。

◇新入学児童生徒学用品費 小学校：4月から認定されている小学1年のみ支給します（入学前支給対象者は除く）。
中学校：小学6年の3月に支給します。ただし、中学1年の4月から新たに認定された生徒は中学1年で支給します。

◇泊を伴う校外活動費 行事に参加した児童生徒のみ支給します。（小・中学校在籍中に各1回ずつ）
行事の例・・・小学6年の冬季野外活動や中学2年の野外活動

◇修 学 旅 行 費 行事に参加した児童生徒のみ支給します。（小・中学校在籍中に各1回ずつ）

◇通 学 費 学校長が認める交通機関を利用し通学している児童生徒を対象に、合理的及び経済的経路による実費額相当を支給します。別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇自 転 車 通 学 費 学校長が自転車通学を認めた生徒に対し、自転車通学にかかる経費の一部を支給します。別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇体 育 実 技 用 具 費 柔道または剣道の授業を受けている生徒で、用具を学校にて一括購入した場合のみ対象です。（限度額・・・柔道 7,650円、剣道 52,900円）

◇医 療 費
(学校病医療券の発行による援助) むし歯、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹（とびひ）、寄生虫病の治療にかかる自己負担額を援助します。
医療機関等を受診する前に、学校へ学校病医療券の発行を申し出てください。（詳細は、右のQRコードからご確認ください。）

